

登記手続案内のご利用方法

名古屋法務局では、**ご自身で登記申請書類を作成したい方向け**に、対面、電話、ウェブ（本局のみ）による登記手続案内を行っています。

日時

平日9時～12時、13時～16時（土・日・祝日・年末年始の閉庁日を除く）
 登記手続案内時間は登記所により異なる場合がありますので、あらかじめお問合せください。

予約方法

○ウェブによる手続案内（本局のみ）

名古屋法務局ホームページ「ウェブ登記手続案内について」
 をご確認の上、「法務局手続案内予約サービス」からご予約ください。



○対面・電話による手続案内（本局・支局・出張所）

ご希望の法務局へお電話ください。
 法務局の管轄、お問合せ先は、ホームページをご確認ください。



ご予約の前にご確認ください！

1回の登記手続案内は**20分以内**です

ご利用は申請人ご本人に限ります

申請書等のご自身で作成してください

登記申請書の様式は、法務局ホームページに掲載しています。
 申請しようとする登記の種類に応じた申請書の様式等をあらかじめご確認ください。

申請前の書類の不備について事前の審査はできません

申請後に記載内容の訂正・添付書類の追加など補正の可能性があります

関係書類をあらかじめご用意ください

登記手続案内をご利用いただく際は、**現在の登記内容が分かるもの（登記事項証明書又は登記事項要約書）**をあらかじめご用意ください。また、お手元にある関係書類をご用意ください。

○不動産登記手続における関係書類の例

登記事項証明書、地図等証明書、登記済証（権利証）又は登記識別情報通知、戸籍謄本又は戸籍証明書、固定資産税の納税通知書など

○商業・法人登記手続における関係書類の例

登記事項証明書、定款又は寄附行為、議事録など

詳しくはこちらをご覧ください。
 名古屋法務局ホームページ
 「登記手続案内」 ▶▶▶▶



登記事項証明書、地図等証明書は、オンラインで請求することができます。
 詳しくは、名古屋法務局ホームページ「登記申請・証明書の請求はオンラインでの手続が早くて便利です」をご確認ください。

